



兵庫県行政書士会東播支部会報

ぎょうせい はりま

No.69
2012.8



暑中お見舞い 申し上げます

兵庫県行政書士会東播支部

(うわい ひでかつ)

支部長 上井 秀勝



暑い日が続いていますが、会員の皆様におかれましては、益々ご活躍のこととお喜び申し上げます。平素より会務運営に一方ならぬご理解とご協力を頂き、有難うございます。

先日の新聞に、厚生労働省が発表した2010年「国民生活基礎調査」の記事が掲載されていました。「雇用環境の悪化や非正規労働者の拡大が要因とみられ、生活が苦しいと感じている世帯の割合は、61.5%で86年の調査開始以来過去最高となった。」文字を追いかながら、ふと頭の中に「国民総中流…、何時のことだったかな…。」数年前からの「昭和」ブームは、何らかの心的作用が働いているのでしょうか。

当支部では、毎月1回、無料相談所を開設しています。

今年度も「アステリアかさい」で開催していますが、相談内容で1番多いのが、「遺言、相続」です。最近の傾向としては、離婚、非婚、親族間の疎遠、認知症等の諸事情が組み合わさったケースが多く見受けられ、今の時世を反映しています。私たち行政書士の業務にも当てはまるのですが、定型的な業務は減少し、複雑化する社会状況を的確に捉え、また、環境、高齢化社会、ITなどに関係する業務に対応できることが求められています。私自身、落ちこぼれている状況ですが、以前からも言われているように、社会の変化に対応していく努力が不可欠です。

近年、私たち行政書士が、無料相談会をはじめ、ADR、成年後見サポートなどの社会貢献の場へ参加する事が多くなってきました。行政書士が良きアドバイスをすることにより、また、法務サービスを提供することは、行政書士の知名度や社会的地位の向上に繋がりますので皆様の益々のご協力をお願いします。

最後になりましたが、当支部に昨年度は6名、本年度はすでに4名の入会者がありました。本年度も支部研修会、厚生事業を行っていきます。自己研鑽の場であり、会員同士の交流の場として利用してほしいと思いますので、会員の皆様には、積極的にご参加ください。

行政書士は、まちの身近な相談相手

第52回 東播支部定時総会開催される

広報部 渡邊 尚樹

平成24年4月28日(土)午後3時00分よりいこいの村はりま(加西市)において、第52回兵庫県行政書士会東播支部定時総会が開催されました。

定刻に至り、橋本一弘総務理事の司会進行のもと、鈴木隆文副支部長が開会を宣言し、続いて上井秀勝支部長が挨拶を述べました。その後、平成23年度物故会員に対する1分間の黙祷が行われました。続いて支部より、永年勤続者2名に対する表彰と記念品の贈呈が行われました。次に来賓の衆議院議員高橋昭一氏、北播磨県民局副局長尾田博明氏、本会会長田中浩二氏よりご祝辞を頂きました。

審議に先立ち、議長に富永茂郎会員が選出され、議長が東播支部会員総数88名、会場出席会員28名、委任状出席会員38名、合計66名により定足数を満たしており、本総会は有効に成立したことを宣言し、議事録署名人に村上恭英会員、竹内紀子会員を指名



し、審議に入りました。

第1号・第2号議案(平成23年度事業報告及び会務報告の件、平成23年度会計決算報告並び監査の件)、第3号・第4号議案(平成24年度事業計画(案)及び平成24年度収支予算(案)の件)は、異議無く承認可決されました。その後、第5号議案(東播支部規則変更の件)では、本会支部規則変更に伴い、当支部規則についてもそれに倣い変更したい旨の議案が上程され異議無く承認可決されました。午後4時30分、永井正義副支部長の閉会の言葉をもって、本総会は無事終了しました。

総会終了後、記念撮影が行われ、その後、会場を懇親会の席に移し、東播支部らしい和やか雰囲気のなかで会員間の交流が図られ、より一層の親睦を深めました。

「行政書士による無料相談会」の相談員を担当して 会員 岸本 憲明

皆様ご承知の通り、当支部では毎月第2土曜日の午後1時30分より本年度についてはアスティア加西において、支部役員が3名のチームで一般の方を対象にした「無料相談」を行なっております。

さて、7月14日(土)当番の日、1時過ぎには早くも相談者が来られました。相談内容は、相続する財産の資産価値が全く無い為、手続費用を支払うのがつまらないで、自分自身で行なってみるから方法を教えてほしいという相談。次の人は事業を継承してくれる者に対しては他の者より少しは厚遇してやりたいという親からの遺贈の相談。その後は、農地に店舗を建築する計画なので、種々の手続の方法を尋ねる人。最後は相続人の内の一人からの相談で、相続手続を急ぎたいのだが、この内の一人から協力が得られないで、困っているという内容の話。以上5名の相談者があり、時間的に集中した為、応対した3名が回答に追われた相談日でした。

相談の内容についても、多岐に渡る業務の知識をどの程度理解しているか、身に付けているかを尋ね

られている様な、まるで面談による試験を受けている様な状況で、大変はじめに取り組みました。

最近の傾向として、中高齢者の所有財産の分配方法についての相談が多くあり、特に遺言について検討された方が増えてきた様に思います。現在、支部で取り組んでいるこの様な行政書士の名称や業務内容を一般の方々により広く知ってもらえる「無料相談」は大変効果的であると思います。特に事前のお知らせとして、新聞、市民広報、タウン誌、ネット上のホームページなどの媒体を通す頻度が多い程、知名度UPにつながると考えます。当日に相談者が無い日があっても、潜在的に「行政書士」の名称が記憶のどこかに残っておれば、いつかは業務依頼がある(出番が回ってくる)と考えていいと思います。元々が地味な職業です。この様な地道な活動こそ、継続していきたいものです。

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 兵庫県支部が設立されました

会員 橋本 一弘

平成24年3月24日、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部『愛称:コスモスひょうご』が21名の会員でスタートいたしました。

成年後見制度を通じ、高齢者、障害者の権利の擁護・福祉の増進に寄与し、個人の尊厳が保持されるよう、全員一丸となって取り組んでまいります。

また、県下関係官公署・関係団体との信頼関係を築き、より身近で信頼される街の法律家となれるよう、活動を開始しております。

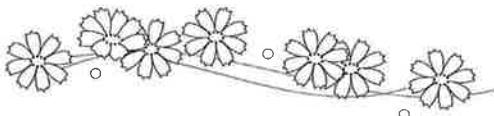
コスモス成年後見サポートセンターは、6月1日現在では全国で20支部、会員数も700名を超える、今年10月には、後見制度発足以来活動してきた「神奈川成年後見サポートセンター」が合流することが決定し、会員数1000名を超える団体となることが確実となっています。

コスモスひょうごでは、今後も研修会などを通じて研鑽を重ねていく機会を数多く設けますので、是非ご参加いただき、当会への入会をご検討下さい。

温かいご支援を、今後とも末永くお願い申し上げます。



あなたも『コスモスひょうご』に 参加しませんか



皆様も御存じのとおり、コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部『コスモスひょうご』が設立されました。成年後見は社会貢献としての側面が強く、現状では後見人は社会的ニーズに圧倒的に足りていません。そのような中で6月には既に幾つかの依頼案件がコスモスひょうごに届いています。成年後見サポートは法律隣接職種に位置づけられる我々行政書士にとっての社会的責任なのかも知れません。

コスモスひょうごに入会するには、入会前の30時間に及ぶ研修を受け、試験に合格しなければなりません。これは少し高いハードルで、入会を躊躇される理由の一つでしょう。しかし、成年後見は一人の人生を背負う事もありうる大変な仕事で、成年後見の活動を行うにあたって実際に求められる内容は、それだけ深大なものです。入会後

も会員一人一人が「コスモスひょうご」という共通の基盤で、日々研鑽を重ねていくことが大変重要となります。また、それに見合うやり甲斐も見つけることができるのではないでしょうか。

兵庫県行政書士会の会員で第1回コスモス入会前研修では48名の方が受講され、そのうち21名の方がコスモスに入会されています。本年6月期の第2回コスモス入会前研修では29名の方が受講されています。

コスモスひょうごでは、少しでも多くの方々に入会していただけるよう、支部長をはじめ会員一同、未踏の領域を一歩一歩懸命に前進しております。今後ともコスモスひょうごにご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2012年7月9日から 新しい在留管理制度がスタートしました(概要)

新しい在留管理制度は、外国人の適正な在留の確保に資するため、法務大臣が、我が国に在留資格をもって中長期間在留する外国人を対象として、その在留状況を継続的に把握する制度です。この制度の対象者には、氏名等の基本的身分事項や在留資格、在留期間が記載され、顔写真が貼付された在留カードが交付されます。また、この制度の導入により在留状況をこれまで以上に正確に把握できるようになりますので、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、出国の日から1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人の方々に対する利便性を向上する措置も可能になります。なお、新しい在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されることになります。

point ①
**外国人登録証明書が
廃止され在留カードが
交付されます**

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

※ 在留カードには偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。

point ②
**在留期間が
最長5年になります**

在留期間の上限が最長「5年」となったことにより、各在留資格に伴う在留期間が次のように追加されます。

主な在留資格 在留期間

「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労資格(「興行」、「技能実習」を除く) 5年、3年、1年、3月
(注)

「留学」 4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、

2年、1年3月、1年、6月、3月(注)

「日本人の配偶者等」、

「永住者の配偶者等」 5年、3年、1年、6月

(注) 当初から3月以下の在留を予定している場合があることから、新たに「3月」の在留期間を設けています。この場合、新しい在留管理制度の対象とはならず、在留カードは交付されません。

point ③
**再入国許可の制度が
変わります**

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人(注1)の方が、出国する際、出国後1年以内(注2)に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります(この制度を「みなし再入国許可」といいます。)。

出国する際に、必ず在留カードを提示してください。

みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内(注2)に再入国しないと在留資格が失われることになりますので、注意してください。

(注1)「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券や、在留カードとみなされる外国人登録証明書を所持する場合にも、みなし再入国許可制度の対象となります。

(注2) 在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

point ④
**外国人登録制度が
廃止されます**

新しい在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止されます。

■中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定の期間「在留カード」とみなされます

中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」については、新しい在留管理制度の導入後、地方入国管理官署での手続や市区町村での住居地関係の手続においては、一定の期間「在留カード」とみなされますので、在留カードが交付されるまで引き続き所持してください。中長期在留者は、地方入国管理官署における新たな在留カードの交付を伴う各種届出・申請の際に、在留カードに切り替えていただくこととなるほか、地方入国管理官署で希望していただければ切り替えることができます。



明治牛乳西脇北販売所
ジャージー牛乳西脇販売所

古谷牛乳店

西脇市比延町216-1
TEL. 0795-22-0885

加西法律事務所

兵庫県弁護士会所属 弁護士 中井 良信 なかい よしのぶ

相談料 30分 5,000円 過払金請求・個人民事再生
破産申立・債務整理に限り
相談無料

離婚・相続(遺言作成・遺産分割等)
交通事故
債務整理(自己破産・任意整理・法人破産等)
労働関係(労基法違反・労災・労務賃貸借等)

不動産関係(売買・賃貸借・建物瑕疵担保責任)
債権回収(売掛金・負担金・融資等)
企業関係業務(法津監査・契約書・労務賃貸借等)

その他一般民商事
なんでもご相談下さい(要予約) ☎ 0790-35-9160

〒675-2311 加西市北条町横尾298-1 みなし銀行 加西支店ビル3F
受付時間 / AM9:30~PM5:30 休日・土日・祝日 FAX.0790-35-9165

<http://kasallaw.com> みなし銀行ATMコーナー入口右側の扉からお越しください



「経営事項審査の改正」と「改正に伴う再審査」について

～平成24年7月1日から建設業経営事項審査の審査基準が改正されました～

1 改正内容

(1)社会保険未加入企業への減点措置の厳格化

①項目区分の見直し(社会性の労働福祉の状況(W))

改正前 「雇用保険」「社会保険及び厚生年金保険」の2項目

改正後 「雇用保険」「社会保険」「厚生年金保険」の3項目に変更。

②減点幅の拡大

改正前 「雇用保険」未加入(▲30点(P点換算▲43点))、「社会保険及び厚生年金保険」未加入(▲30点(P点換算▲43点))

改正後 「雇用保険」未加入(▲40点(P点換算57点))、「社会保険及」未加入(▲40点(P点評価▲57点))、「厚生年金保険」未加入(▲40点(P点換算57点))となり、減点幅が拡大

*改正前に減点項目がなければ、点数に変更はありません。

(2)海外子会社の経営実績の評価

国土交通省の認定を受けた場合、国外子会社の完成工事高等の実績を反映

2 改正に伴う再審査の申立

(1)申立期間 平成24年7月2日(月)から10月29日(月)まで

(2)対象業者 申立をする日に、有効な経営事項審査結果通知書を所有する業者

(3)手数料 無料

(4)必要書類 改正後の経営事項審査申請書一式と有効な経営事項審査結果通知書の写し、同通知書の申請書副本など。

*新基準の結果通知書が、受付・申請等の要件になっていることがありますので、各発注機関の、確認する必要があります。詳しくは、兵庫県HPをご覧ください。

支部からのお知らせ 「ご意見・ご要望をお聞かせ下さい」

東播支部では、会員の皆様から「こんな研修をしてほしい」「こんな企画をしてほしい」「こんな形の無料相談はどうか」など、ご意見・ご要望をお聞かせ頂きより良い支部にしていきたいと考えております。どのような内容でも構いませんので、お気軽にお声をお寄せ下さい。

ご連絡先

支部長宛

TEL. 0790-42-8840 FAX. 0790-42-8945

電子メール uwai@f2.dion.ne.jp

「東播支部ホームページ」にて支部規則・役員名簿が閲覧できます

兵庫県行政書士会東播支部では、平成19年8月より東播支部ホームページを開設・運営しております。お蔭様をもちまして、このたびの8月で満5年を迎えようとしています。

この度、支部ホームページにて支部規則及び役員名簿が閲覧できるようになりました。東播支部HP >会員ページ>資料集よりご覧下さい。その他、業務関連情報や地域情報、また支部行事や過去の支部便り、無料相談会のご案内などの情報を提供しており、市民の皆様及び支部会員の方々への情報発信の場、東播支部のPRの場として活用しています。是非、ご覧ください。

兵庫県行政書士会東播支部 URL : <http://toban.hyogokai.or.jp/>

なお、画面左下の「会員ページ」にログインの際には、兵庫県行政書士会発行のIDアドレス・パスワードが必要ですので、未取得の方は兵庫県行政書士会企画部(ICT推進室)までお問い合わせ下さい。

新入会員の紹介

なかむら よしのり
中村 善則

事務所 ■ 加東市上三草87番地3
TEL. 0795-42-4490

平成23年12月入会

この度、入会させていただきました。
還暦を迎えた新しい気持ちで頑張りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

なかた ともえ
仲田 友江

事務所 ■ 加東市下滝野1丁目31番地 パークビレッジ滝野C-101
TEL. 0795-38-8353 FAX. 0794-38-8353

平成24年1月入会

この度、行政書士会に入会させていただきました。まだ入会して数ヶ月、行政書士の業務の多さに、どの専門分野を見つけていくか迷っている日々ですが、研修などを通じてより多くの先生方と関わり、勉強に励み、身近な法律家として多くの人たちの力なれる行政書士になっていければと思っております。まだまだ未熟者ありますので、支部の諸先輩方には、何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひいたします。

こうづき しげひろ
上月 重寛

事務所 ■ 加東市下三草386番地2
TEL. 0795-42-0507 FAX. 0795-42-0507

平成24年4月入会

今年4月2日で行政書士上月事務所を開設しました。38年余りの公務員生活を終え、第三の人生の目標を立て、その実現のツールとして社会のニーズに応えられる行政書士を選びました。目標の一つは、市民レベルの海外交流です。近年軌跡を増す東アジアにおいて、異文化交流による相互理解を深めたいと思います。二つ目は、行政経験を地域に還元します。農村地域の農業水利施設(ため池、井戸、水路)の機能診断、補修により、施設の長寿命化を図るとともに、併せて、土地改良事業開始手続きを支援します。三つ目は農村での高齢化社会の到来に備え、お年寄りが安心安全に暮らせるよう、身の上相談を賜ります。農地や土地の管理、相続、官公庁への提出書類のお手伝いをさせていただきます。

地域の困りごとの、問題解決のサポートを目指します。

うえだ まゆこ
植田 真由子

事務所 ■ 加東市藤田1540番地 ヤシロガーデンハウス9号
TEL. 0795-42-5107 FAX. 0795-42-5107

平成24年5月入会

この度、5月1日付で入会させて頂きました。以前に司法書士事務所で補助者として勤務していたこともあります。行政書士の実務については分からぬことばかりなので、会の主催する研修に参加するなど、知識を身につけるよう努めています。これから実務など色々経験を積み、早く地域のお役に立てるような行政書士として頑張っていきたいと思っております。支部の諸先輩方にお力を借りることもあるかもしれません。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

ふじわら せいこう
藤原 正幸

事務所 ■ 加東市社563-8
TEL. 0795-42-0527 FAX. 0795-42-4330

平成24年5月入会

この度、東播支部に入会させて頂きました藤原正幸です。先日新人研修を終え、大まかな行政書士の業務内容の説明を受けました。昨今の景気の悪化、及び社会全体の行き詰まりを感じる日々の中で、身近な法律家として行政書士が地域の方から求められることが増えるのではないかと感じております。皆様のお役に立てるよう、誠意を持って業務に励みたいと思っております。支部会員の皆様、ご指導ご鞭撻の程、どうぞよろしくお願ひいたします。

たぶち けんじ
田渕 健二

事務所 ■ 加西市北条町北条286番地の1
TEL. 0790-42-2957 FAX. 0790-42-2953

平成24年6月入会

わたしは永年勤務をした法務局を5年前に一度退職しましたが、その後また法務局にお世話になり今年3月に二度目の退職をしました。退職後はのんびり自由に過ごそうかと思っていたが、この度ご縁があり行政書士会に入会させていただきました。

不動産登記事務に関する経験がありますが、多種多様の法律の知識を必要とする行政書士の業務に関しては経験が全くありません。支部の諸先輩の皆様、ご指導賜りますよう宜しくお願ひします。

編集後記

暑いですね。夏真っ盛りの今日この頃皆様いかがお過ごしでしょうか。4年に1度のオリンピックがついに開幕しました。また日本に目を向ければ高校球児が白球を追いかけ、国内外で熱い日本人達が奮闘されております。暗い話題もありますが、懸命に頑張る日本人を見てこの暑さを吹き飛ばす「熱さ」で頑張って参りたいものです。

さて、梅雨の真っ只中から始まった本誌制作もたくさんの方々の協力を得て、無事発行することができました。この「ぎょうせいはりま」も末永く、またより良い会報になるよう一步ずつ進んでいきたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力の程よろしくお願ひ致します。(広報部 渡邊)

東播支部会員動向

(平成24年7月31日現在)

会員数／91名
西脇市／22名・多可郡／5名・加西市／20名
加東市／24名・小野市／20名

ぎょうせい はりま No.69

発行日／平成24年8月3日

発行人／上井秀勝

発行者／兵庫県行政書士会 東播支部

〒675-2303 加西市北条町古坂442番地の2

上井秀勝事務所内

TEL(0790)42-8840 FAX(0790)42-8945